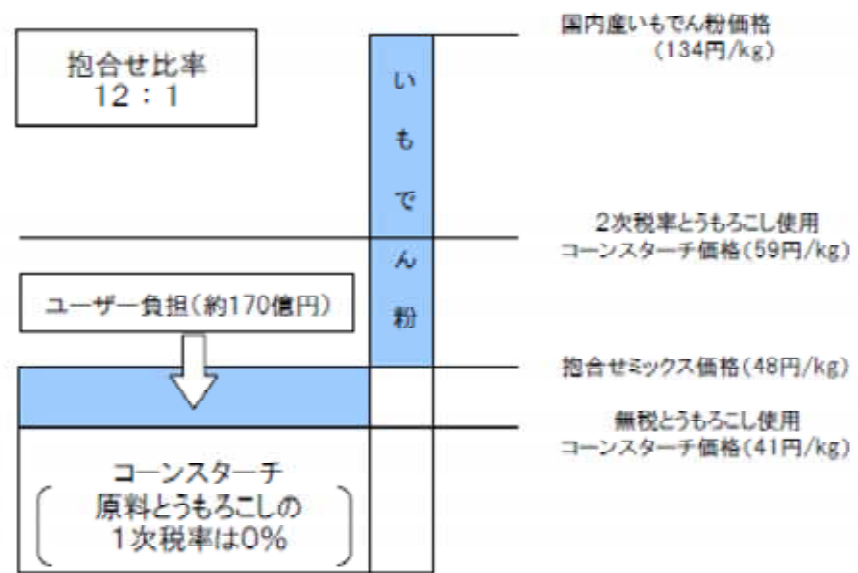


規制影響分析評価書

規制の名称	輸入でん粉等の（独）農畜産業振興機構への義務売渡し
担当部局	生産局特産振興課
評価実施時期	平成18年6月
規制の内容・目的	<p>【内容】</p> <p>でん粉に係る内外コスト格差の調整を行うため、輸入に係るでん粉及びコーンスターチ用とうもろこしにつき、（独）農畜産業振興機構（以下「機構」）への売渡し及び買戻し義務を課すことにより、調整金（売買差額）を徴収する。</p> <p>【新設・改正の目的】</p> <p>輸入でん粉等につきこれまで関税割当制度の下で講じられてきた国内産いもでん粉との抱合せ措置（注）に代わり、機構への売渡し義務を課し、徴収された調整金（売買差額）を国内産いもでん粉に対する助成財源に充当することで、国内におけるでん粉の安定的供給を図る。</p> <p>（注）関税割当制度の下での抱合せ措置</p> <p>関税割当制度の中で、国内産品を一定量引き取るとを条件に輸入品の関税を無税又は低税率にする制度。需要者がこの制度を利用するか、通常の間税（2次税率）を支払って輸入するかは自由。</p> <p>でん粉又はコーンスターチ用とうもろこしを輸入する場合は、一定割合の国内産いもでん粉（輸入でん粉等12につき、国内産いもでん粉1）を購入することを条件に間税が無税となる。</p> <p>【新設・改正の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、国内産いもでん粉につき、市場の動向が生産段階に的確に農業者に伝わるようにするため、国内産いもでん粉につき講じられてきた価格支持政策に代えて、生産者等への直接支払いを導入することとされた。 国際ルール上も、抱合せ措置については、より透明性の高い手法に転換することが求められている。 このため、現行の抱合せ措置に代えて、輸入でん粉等につき、価格調整を行うための仕組みを法定し、抱合せ措置の下で実需者がこれまで負担してきた国内産いもでん粉の購入費用に相当する額を、機構が調整金（売買差額）として徴収することにより、直接支払いの原資を確保し、かつ

	<p>透明性の高い制度の整備を図る必要がある。</p> <p>【根拠条文】 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第27条</p>
<p>期待される効果</p>	<p>輸入に係るでん粉等から機構による売買差益を徴収するとともに、その差益を原資として、国内のでん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金を交付することにより、でん粉に係る内外コスト格差が調整されることとなり、でん粉原料用いも生産者の所得の確保及び国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定を通じて、国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図ることができる。</p>
<p>想定される負担</p>	<p>規制の遵守による負担</p> <p>今回の改正により、機構への売渡し対象となるでん粉又はコーンスターチ用とうもろこしを輸入する者は、調整金を売買差額として負担することとなる。</p> <p>なお、この負担は、現行の抱合せ措置（下表参照）が存続すると仮定した場合に生じることとなる経済的負担と同等のものとなる。</p> <p>○ コーンスターチ用とうもろこしと 国内産いもでん粉との抱合せの仕組み（15でん粉年度）</p>  <p>抱合せ比率 12 : 1</p> <p>国内産いもでん粉価格 (134円/kg)</p> <p>いもでん粉</p> <p>2次税率とうもろこし使用コーンスターチ価格(59円/kg)</p> <p>コーンスターチ</p> <p>ユーザー負担(約170億円)</p> <p>抱合せミックス価格(48円/kg)</p> <p>無税とうもろこし使用コーンスターチ価格(41円/kg)</p> <p>コーンスターチ原料とうもろこしの1次税率は0%</p> <p>行政コスト</p> <p>今回の改正により抱合せ措置等の事務（国が行う関税割当の発給に際しての国内産いもでん粉の購入実績の確認等）が廃止される一方で、改正後の法律第27条に基づき、</p>

	<p>輸入に係るでん粉又はコーンスターチ用とうもろこしに係る調整金(売買差額)の徴収を新たに行うこととなるため、これに要する事務が発生する。この新たに発生する事務は、食料・農業・農村基本計画に基づく生産者への直接支払いの導入及び国際ルールの強化に対応した、より透明性の高い制度への移行のために必要なものである。</p>
<p>想定できる代替手段との比較考量</p>	<p>現行の抱合せ措置(及び価格支持政策)の維持 現行制度の下では、でん粉又はコーンスターチ用とうもろこしを輸入する際に、必ず一定量の国内産いもでん粉を購入する必要があり、関係者の経済的負担が生じることとなるが、新たな価格調整制度の下では、現行の負担(国内産いもでん粉の購入費用)の範囲内で機構に対し調整金(売買差額)を納付し、実際に国内産いもでん粉を引き取る必要なく輸入を行うことが可能となる。このため、新たな制度により生じる負担の方が現行制度に比較して小さいものにとどまると考えられる。</p>
<p>備 考</p>	<p>本措置は、学識経験者からなる「砂糖及びでん粉に関する検討会」における議論を踏まえたものであり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会甘味資源部会「砂糖及びでん粉に関する新たな政策の展開方向」(平成18年2月)においても、「抱合せを廃止する一方、糖価調整法等を改正して、コーンスターチ用とうもろこし等から新たに調整金を徴収する仕組みを導入し、国際規律の強化に対応し得る透明性の高い制度へ移行」とされている。</p> <p>また、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)において、「コーンスターチ用とうもろこしの関税割当に係る国内産いもでん粉との抱き合わせ措置を廃止し、これに代わる調整金制度へ平成19年産より移行する。」とされている。</p>
<p>レビューを行う時期</p>	<p>平成24年度</p>